

入札監視委員会議事概要書

開催日時	平成25年8月1日(木) 午後1時30分		
開催場所	常陸大宮市役所 3階 行政委員会室		
出席委員	飛田 悦正 宮崎 忠恒 富永 幸一		
抽出案件	5件	(議 事) ①入札契約の運用状況について ②審議対象工事の抽出結果について ③審議対象工事の審議について	
一般競争入札	1件		
指名競争入札	3件		
随意契約	1件		
	意見・質問	回答	
委員からの意見・質問及びそれに対する回答	1 入札契約の運用状況について 【入札制度改正】		
	○随意契約5件について、随意契約とした理由は？		○地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当している案件である、文化センター災害復旧工事・文化センター大ホール音響設備改修工事は、既設設備等と密接不可分の関係にあり同一施工者以外に施工させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確になるおそれがあるなどを考慮する必要があり、また、経費の縮減・工期の短縮等の観点からも随意契約の方が有利であると判断したものです。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当のおおみや広域聖苑火葬炉設備修繕及び防災無線屋外子局設置工事は、特許資材等を用いるなど特殊な機器及び資材を必要とする工事で、特定の者と契約をしなければ目的を達することができないことから随意契約としております。地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当の四季彩館源泉ポンプ交換工事は、保守点検で確認された機能低下により早急に交換をしなければ、施設の運営に支障をきたすことから随意契約としています。
	○一般競争入札で落札者に市外業者はあるのか？		○今回の該当案件の落札業者は、すべて市内業者であります。
	○随意契約の5件については、他業者による施工は不可能だったのか？		○随意契約の回答のとおり、それぞれの工事において密接不可分の関係にあり施工者の選定については妥当であると判断しております。
	○入札を辞退する業者はあるのか？また、入札書郵送後に辞退した例はあるのか？		○指名競争入札案件での辞退者があります。また、一般競争郵便入札・指名競争郵便入札において、入札書郵送後の辞退は今のところはありません。
○入札を辞退した業者に対して、それを理由として、その後、不利益な扱いをし		○入札を辞退した業者に対して、それを理由とした不利益な扱いはしていません。これについては、入札心得へ記載し、入	

<p>ているのか？</p> <p>○指名競争入札又は指名競争郵便入札かを決定する基準はあるのか？</p> <p>○指名競争郵便入札の場合、予定価格を事後公表としているのはなぜか？</p> <p>○指名業者を格付区分の上位及び直近下位の等級から選定する場合、その数に制限を設けているのか？</p> <p>○指名競争郵便入札の工事内容等による具体的な判断基準はあるのか？</p> <p>○予定価格の事前公表については、一般的な取扱いなのか？</p> <p>○随意契約における、設計積算の参考見積りと契約の見積りは同じものとなるのか？</p> <p>○指名競争入札における指名業者数が選定基準以上になっている案件が見受けられるがその理由は？</p> <p>○落札率が高いことについて、担当課としてはどう考えているのか？</p> <p>2 審議対象工事の抽出結果について</p>	<p>札者に対して周知しております。</p> <p>○工事発注担当課からの推薦を受け、建設工事等入札指名業者選定委員会において決定しています。</p> <p>○平成17年11月に試行導入した時点での国等の動向を踏まえ、事後公表で運用しています。これについては、今後導入予定である電子入札や近隣市町村の動向を踏まえ、検討課題としていきたいと考えております。</p> <p>○数による制限は設けていませんが、地域性等を考慮し、上位及び直近下位の等級業者から選定をすることがあります。なお、その際には、該当格付等級が半数以上になるように心掛けております。</p> <p>○具体的な工事内容等による判断基準は設けておりませんが、今後の導入予定である電子入札に合わせて整理していきたいと考えております。</p> <p>○従前については、非公表として取り扱っていましたが、近年においては、談合の防止及び積算担当職員等への不要な接触を避けるため、事前公表として取り扱っております。</p> <p>○随意契約については、特殊資機材を使用するなど特定の業者が施工する工事が多いため、参考見積りにについても施工者から見積りとを徴しているのが実情であります。なお、参考見積りを徴した後、市において積算を行い予定価格を設定し、契約しているところです。</p> <p>○地域性等を考慮して選定しているため、選定基準以上の業者を選定することも可としています。</p> <p>○業者の積算能力の向上により、発注者側との大きな違いが無く積算されていることが、一つの要因ではないかと推測しております。</p>
---	---

3 審議対象工事の審議について

【一般競争入札】

24国補公下第1号

管渠布設工事

(下水道課)

○応札者が少なかった要因は？

○入札参加資格要件（技術者の専任配置等）等を満たせない業者があり、応札者が少なかったのではないかと推測しております。

○入札参加資格要件の市外業者を近隣市町とした理由は？

○一般競争入札実施要項により、応札可能者数を15者以上とするとされており。市内業者における入札参加資格要件を満たす業者は10者のため、応札可能者数を満たす要件設定が必要となったことから、範囲を近隣市町まで広げ、入札参加資格要件を満たす要件設定したものです。

○工期延長をしているが、当初工期の設定に問題はなかったのか？

○下水道工事に伴う、水道管の移設の影響及び隣接工事との迂回路等の調整により工期延長をしているものであり、工期延長の判断については、適正と判断しております。

○閲覧用設計書の貸与の有無は？

○閲覧用設計書は市ホームページに掲載しているため貸与を求める業者は少なくなっていますが、現在においても詳細の確認をしたい旨の理由により貸与を受ける業者もあります。

○発注時期に関しては、市内業者の手持ち工事・技術者配置可否等、事前の調査を行いながら発注時期を考慮することも必要と思われる。

【指名競争入札】

大宮西小学校放課後児童クラブ室増築

工事

(福祉課)

○全者市内業者による指名は地場産業育成の観点によるものか？

○市内業者において対応可能な工事については、市内業者による施工とし、地場産業育成等を考慮したうえで選定しているところです。

○指名推薦にあたり格付A・Bの比率は？

○比率の基準は設けておりませんが、設計金額15,000千円以上の建築一式工事については、格付A業者12者以上での入札としているところです。市内格付Aの業者数が7者であるため、残りの5者については、指名業者選定基準に基づき直近下位の格付Bから選定しております。

○落札金額と他入札者額が120千円差であるが、この差をどう考えるか？

○工期延長の15日間は妥当なのか？

○指名競争入札の場合、指名業者は他の指名業者が分かっているのか？

○指名推薦書中の過去2年間の成績優秀者の判断基準はなにか？

○印のない業者については工事成績が70点未満ということなのか？

【指名競争入札】

24道改第0110-003号
市道1-13号線道路舗装工事
(都市建設課)

○指名業者の格付等級がすべてCである理由は？

○設計変更により増額となった理由は？

○増額変更したことに伴い、当初の予定価格を超過したのか？超過している場合、問題はないのか？

○くじ引きによる落札者の決定は、事前公表の影響によるものなのか？

○指名を受けた後で、業者側から拒否をすることは可能なのか？

○辞退した場合、その後の指名等に影響することはあるのか？

○積算については、公表されている歩掛等を用いて積算しているので、金額の差が出ないもの推測されます。

○東日本大震災の影響による、鉄骨資材の不足等で入荷が遅れが生じたため、工期延長については妥当と判断しております。

○指名業者については、事後公表としているので、事前には分からないと認識しています。

○過去2年間の建築一式工事の工事成績評定の平均点数が70点以上の業者について成績優秀者としております。

○ご推察のとおり、工事成績評定の定期点数が70点未満であるか、過去2年間の工事受注が2件未満ということになります。

○指名業者選定基準の発注金額の区分により、業種がほ装で設計金額5,000千円未満の工事については、格付C等級の業者から選定することになっています。

○車両通行の安全性を考慮し、既設舗装とのすり付け部分の舗装面積増加のため、増額変更となったものです。

○増額変更に伴い、予定価格は超過しましたが、工事費予算内での変更増額であるため特に問題はないと考えています。

○事前公表による影響も一部あると思われませんが、適正な競争入札が行われている結果によるものと考えています。

○指名の拒否は出来ませんが、指名後において入札参加を辞退することは出来ます。

○辞退した場合であっても、その後の指名等に影響することはありません。

【指名競争入札】

常陸大宮市消防本部全国瞬時警報システム設置工事

(消防本部警防課)

○落札率が著しく低い理由は？

○明確に判断されるものではありませんが、企業努力によるものではないかと思われます。なお、低価格での応札となりましたが、仕様に基づく機器類の搬入設置もされており、設置後の試験及び定期検査等においても不具合を生じていることはありません。

○低入札価格調査制度との関係は？

○低入札価格調査制度については、設計金額20,000千円以上の工事を対象としているため、当案件については該当しません。

○予定価格の設定が高すぎたのでは？

○設計積算にあたっては、複数業者より見積りを徴し、公表されている単価等を用いて積算していることから、予定価格については適正に設定されていると思われます。

○入札辞退者があるが、その理由は？

○事前公表されている予定価格以下での応札が出来ないとの理由によるものです。

○積算参考見積り徴取に際しては、複数業者から徴取し、資料として用いていると見受けられるが、特に電気機械類の見積りが実勢単価での見積りになり難しい状況にあり、苦慮されている部分ではないかと思われる。積算の資料となるものなので、なるべく実勢単価に近付けるよう努められたい。

【随意契約】

防災無線屋外子局設置工事

(安全まちづくり推進課)

○当案件については、継続事業なのか？

○全体整備は完了しており、今回の工事については、新たに屋外子局を増設したものです。

○随意契約においても、予定価格は、設定しているのか？

○随意契約であっても、予定価格の設定はしております。

○書取書に予定価格の記載欄がないが、随意契約の場合は、書取書には予定価格は記載されていないのか？

○予定価格については、非公表のため書取書への記載は行っておりません。

○極めて予定価格に近い金額で契約されている。市民の目から見ると随意契約は、業者側に利益が大きいと疑念を持たれる可能性がある。積算に用いた見積り額が適正であったかなど、検証をする必要があるのではないか。また、随意契約においては、市民から一点も疑念をもたれないようにする必要がある。このため随意契約理由書は、極めて大事である。今後においても更に適正な事務執行に努められたい。

4 その他

○市民の目から見た時に入札・契約が適正に執行されているかどうかを見ていく事がこの委員会の一番の目的と認識しているので、今後の事務執行において改善等の実施がなされたことについては、次回の委員会で報告を受けたい。

○今後の参考資料として、年度毎の業者別の指名回数・受注件数等をデータにしたものを資料としていただきたい。その資料を基に、より委員会の目的に沿った意見交換が出来るのではないかと思う。

○審議案件については、適正に執行されていると思われるが、指名競争入札案件に係る無効・辞退のあった工事についての検討の必要性、随意契約における随意契約理由書の記載について工夫・改善をするよう努められたい。

○ご意見・ご指摘事項につきましては、全庁的な議論・検討をしてみたいと考えております。そのうえで、今後の更なる適正な入札執行事務に努めてまいりたいと思います。

委員会による意見の
具申又は勧告の内容